

藍住町 議会だより

第10号

平成9年8月25日
発行 藍住町議会
編集 議会だより編集委員会
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
電話 (0886) 37-3127



新庁舎議場

主な内容

6月議会

- ・一般質問……………P 2～P 11
- ・議案の審議結果・本会議の質疑から…P 12
- ・第1回臨時議会……………P 13
- ・常任特別委員会の報告……………P 13～P 15
- ・議会のうごき……………P 15
- ・町民の声・編集後記……………P 16



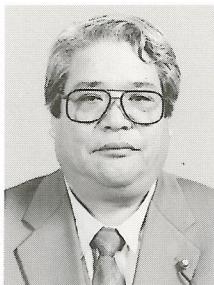
蓼 藍

6月議会

一般質問

一般質問とは？

一般質問とは、執行機関に對し、藍住町の行政全般にわたって説明を求め、または所信を質すこと。
これは通告により登壇して行われます。



吉田直司議員

6月定例会では、10名の議員が一般質問を行いました。

（質問）

一 旧吉野川河川改修について

鳴門・明石海峡大橋の完成は、平成十年三月に開通する予定であります。名田橋が藍住町の南の玄関であれば、鳴門藍住大橋は北の玄関ともいえます。旧吉野川南岸は、中島揚水機場ま

で改修工事が五年ほど前に終わっています。吉野川河川改修について

（答弁）

（質問）

二 江ノ口児童館について

吉野川の整備につきましては、平成七年度の段階での建設省により、地域の改善事業の取り組

み、道路新設、側溝整備、教育集会所、老人ルーム等の施設は推進してきました。しかし、江ノ口児童館は、運動場が手狭になり、小運動会等をすると走れないという実情であります。また、駐車場につきましても、周辺道路に駐車しなければならず、

考え方は、鳴門藍住大橋の下の低水護岸、現況の水際部分への護岸整備については、改修の計画放線があるが、それよりも河川側ということで、対応を考えるとすれば、災害復旧事業でなければ対応はできないということとで、災害復旧の事業採択が可能な状況であれば、事業化の検討をしていきたいとのことであつた。再度要望確認を行っているが、通常の河川改修事業については、旧吉野川及び今切川下流部より、築堤の事業を実施している。通常予算での事業対応は困難であるとのことである。なお、災害復旧事業については、旧吉野川の最低の採択要件が定められているとのことである。旧吉野川の最低の採択要件が定められるだけ早く通常の河川改修事業が上流部に上がってくるよう、事業の進捗を図る要望については、今後とも建設省と協議、要望を進めていきたい。

（答弁）

駐車場の獲得、遊び場の拡張については、地元の皆さん方の要望は十分分かりますが、現在の財政の中で補助事業として認定されない状況では単独事業では難しい。それぞれの機関と相談する中で、実現に向かって努力

（質問）

三 町行政について



旧吉野川

堀江町長は、公正公平な町づくりと住民との対話による政治信念と、明るい平和な町づくりの公約を掲げられ、住民多数の支持を得て平成元年十二月三日に藍住町長に就任されました。一期目の徳島自動車道の開通、東四国国体のウエイトリфтティング競技の成功、二期目の河川敷運動場公園の完成、正法寺川公園の親水化、勝瑞城の発掘調査の着手、二十一世紀を展望します。

たコミュニティセンター合築構造の新庁舎の完成等すばらしい実績を残されました。堀江町長二期目の任期も余すところ五ヶ月余りとなりましたが、今までの実績を踏まえて、三期目のご決意のほどはいかがなものかお尋ねいたします。また、開会日に町長より証明のありました当選欲びについて、現在の心境をお聞かせください。

（答弁）
藍住町長としての任期も後五ヶ月余りになるが、残る任期は精一杯町民の福祉の向上に全力を傾注し、次期選挙についても、市民の皆さんのご支援とご協力をいただけなら、出馬をさせていただきたいと感じている。

当選祝い金の問題については、本議會冒頭でもお詫びを申し上げましたとおり、公職選挙法の上位問題になるとはいさかも知らず、ただ社会的かつ礼儀的な行為と思い、当選の欲びをしました。二度と軽率な行いをしないよう、今後は十分に気をつけたい。

（質問）
喜田君と一緒に飲みには行きましたが、どこへ行つたか私は知りません。暴力團に会つたやうことは知りませんので。

（質問）
あなたは、昨年二月の町議選挙のときに、助役、収入役、教育長を伴つて当選議員のところを訪れ、一万円から五万円の祝い金を配布したことですが、これは事実か。現金配布の目的は何か。当時、あなたは公職選五名に渡したとのことです。これは事実か。議員二十名中十人札の前にM議員が入札メンバー四業者を回り、「今回は枋谷に取らせてやつてくれ」と、命令的に依頼したとの証言がある。予定価格もM議員の仲介で事前に漏れていたのではないか。M議員は、「今後の造園工事は談合で順番に取つたら良い」といったこと。事実、そのとおりになつてている。予定価格を漏らしているのは、町長か、助役か。百条調査特別委員会の設置も予定しているので、そのつもりで答弁してほしい。

（質問）
私は存じあげていない。ただ、厳正公平に執行されたということとで、別に金額が漏れたとか言ったとかの事実は、全くない。ここで否定しておく。

（質問）
無資格業者への町営住宅修繕工事を、総事業費一、一四〇万円で奥野の東條工務店に発注しているが、同人は建具職人であり、町の指定も受けていない無資格業者である。また、同人は施工能力が無いために、建築業者に違法な一括下請けに出している。何もしないでピンハネで利益を得ている。また、同人は町長選挙の時等、日頃堀江町長の自家用車の運転手役を努めているとのことであるが、町長は利害を得ていて、公私混同をやめて行政の襟を正すべきではないか。

（質問）
東條工務店が仕事をしたとい

うのは事実であるが、私がさしあたとかそういうことはない。あの方は役場の方に来て、環境課とお話し合いをして仕事をした

ということであり、別にあの方に仕事をしなさいと言つたようなことはないので、その点間違

いのないようにお願ひをしたい。

また、運転手をしたと言ふことであるが、乗せていただいたこ

とはあるが、運転手として雇つたという事実はない。



日高健二議員

（質問）

一 町長の政治姿勢を問う

町長選挙の無投票工作を暴力團関係者に依頼との疑惑について問う。

堀江町長が、平成五年の町長選挙のときに、暴力團関係者に無投票工作を依頼したという風評が広がっているが、本当か。あなたは、同年十一月八日の夜、東中富のA氏宅で町議、M氏ら四名と共にこのことについて協

（答弁）

暴力團どうのこうのというような問題があるが、そんなこと

（答弁）

造園工事の関係で、議員さんが介入したという話については、

（答弁）

社会通念上、違反になると言ふようなことを思つていなかつた。祝い金の問題については、冒頭の議会でも町民の皆様方にも、議会の皆様方にもご迷惑をかけたということは申し上げて

（質問）
あなたは、同年十一月八日の夜、東中富のA氏宅で町議、M氏ら四名と共にこのことについて協

（質問）
うな問題があるが、そんなこと

（答弁）

（質問）
あなたは、同年十一月八日の夜、東中富のA氏宅で町議、M氏ら四名と共にこのことについて協

（質問）
うな問題があるが、そんなこと

（質問）
うな問題があるが、そんなこと

（質問）

（質問）
うな問題があるが、そんなこと



後藤敬夫議員

(質問)

一一九番について

勝瑞地区四十一局からかけると、徳島東消防署が出てそれから板野東部消防署へつながるため、一刻を争うときであり、NTTも技術的にも直接通話方式ができる。昨年十二月から、鳴門消防本部でも間接通話の大麻町の四十一局等を直接システムに切り替えている。本町も火災・災害・緊急と生命と財産、町民を守るために至急対応を。

(答弁)

板野東部消防の方も、NTTに一九番転送装置の申し出を五月にしているが、部品の製造、交換機の改修工事がいるということで、本年の十二月頃までかかり、十二月中には工事できるだろうという話は聞いている。

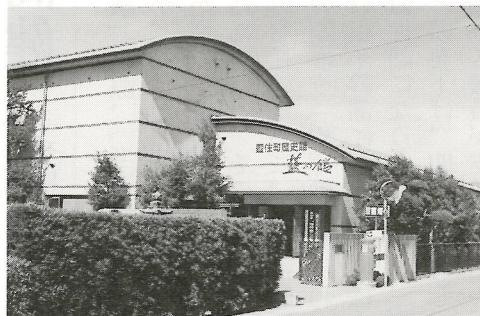
(質問)

二 藍の館ボランティア申し込み

藍の館のボランティアについては、藍の館職員一同、ご協力をいただきたいこともあるので、ボランティアの申し出は非常にありがたいことだと考えている。その場合は、ご協力をいただけている。お願いしたいと思っている。

(答弁)

館運営に協力をしたいと言うことを聞いている。受け入れに問題があるのか。また、受け入れの有無は。



藍の館

(質問)

ごみ問題について

公明県本部で、県下市町村に對しごみ問題に対するアンケート調査をした結果、三十八市町村が最終処分場が「無い」「探している最中」。県に対する要望は、「広域による最終処分場の確保」三三・三%、「県が廃棄物処理センター創設」二九・六%。国に対する要望は、「補助率の拡大」三四・六%で最も多く、次に「行政指導」二六・九%、各市町村とも、財政面と施策面で国・県に適切なりードを切実に求めている現実。県を二分割した広域で越谷市にあるごみ発電所設置のように、売電・余熱有効利用・焼却灰のプロック製品製造と、全ての物を處理できる施設建設を全県一丸で国・県に訴えてほしい。

(答弁)

藍の館のボランティアについては、藍の館職員一同、ご協力をいたいたいこともあるので、ボランティアの申し出は非常にありがたいことだと考えている。その場合は、ご協力をいただけている。お願いしたいと思っている。

予定である。本町においても、国・県の動向を把握し、隣接市町村とも連携し、対処していくかと思っている。

(質問)

ごみ問題について

公明県本部で、県下市町村に對しごみ問題に対するアンケート調査をした結果、三十八市町村が最終処分場が「無い」「探している最中」。県に対する要望は、「広域による最終処分場の確保」三三・三%、「県が廃棄物処理センター創設」二九・六%。国に対する要望は、「補助率の拡大」三四・六%で最も多く、次に「行政指導」二六・九%、各市町村とも、財政面と施策面で国・県に適切なりードを切実に求めている現実。県を二分割した広域で越谷市にあるごみ発電所設置のように、売電・余熱有効利用・焼却灰のプロック製品製造と、全ての物を處理できる施設建設を全県一丸で国・県に訴えてほしい。

(答弁)

藍の館のボランティアについては、藍の館職員一同、ご協力をいたいたいことがあるので、ボランティアの申し出は非常にありがたいことだと考えている。その場合は、ご協力をいただけている。お願いしたいと思っている。

一二%強程度、談合疑惑プランブンブン、議会の議決のいらない二十一分割の怪。

(質問)

二〇〇〇万円以下二件二社のみ、七〇〇万円以上は議会の議決が必要であるためで、七〇〇万円以下で分割しているが、一業者合計額最高二二、四一万三、九三三円で六社までが約八三〇万円以上で消費税は含まれていない。

五 庁舎新築工事にかかる疑惑

工事が本体工事に含まれており、監査報告にも「備品購入契約ではなく請負工事という契約方式は妥当でないものと思われる」と指摘されている。備品購入にしても、なぜ二十一分割にしたのか、作為的とも思える。七〇〇万円以上は議会の議決が必要であるためで、七〇〇万円以下で分割しているが、一業者合計額最高二二、四一万三、九三三円で六社までが約八三〇万円以上で消費税は含まれていない。

六社で十九件を分割受注している。議会軽視も甚だしい。設置工事も無資格であるが、過去に施工した経験があるということは慣例にしたがって指名した。工事請負契約の資格の審査については、書架の設置工事の実績を踏まえ、また、経験があると判断して指名をしている。通常の方法により、工事の説明会を開いてその後指名競争入札の執行を行い、最低価格業者と請負契約を締結した。

(質問)

透明なガラス張りな町政執行のための情報公開条例の制定を行なれ合い行政打破のため、公開原則とした、そして誰もが納得できる町政施行のために。

(答弁)



奥村晴明議員

今後、制定に向けて取り組んでいくが、情報公開条例は町民の公文書の公開を求める権利は十分尊重し、また、他人に知ら

れたくない個人に関する情報を妄りに公開することのないよう最善の配慮をして取り組んでいく必要がある。本町においても、国法制定を踏まえて、取り組みをしていきたい。

○万円、総務委員会が視察をした静岡の掛川市は九十万円くらいで一〇〇万円を切っていた。藍住町は高くて内容も悪い。こんな予算の使い方では困ります。町民が得をするような予算執行をしていただきたい。

工事の打ち合わせは、真剣な指示を町より出したのですか。何か強い指示が出せないような状況でもあったのか。

町長は、ペナルティーを取ることで、工事の遅れを認めると言うのが本当のことではないですか。議会がやかましく言うから、しょうがないと思うのは筋が違いますよ。町民のために工事が二ヶ月遅れた。町民に対して相すまない。ペナルティーは町民を代表して、違約金は全額取ります。さらに、工事費の精算は一年くらい先でないとでききれない。それくらい言うべきです。

く仕上げるという気持ちで十分建築を行い、特別委員会なり、議会の皆様方とも十分ご相談をして、安くあがるよう仕上げてください。

○万円、総務委員会が視察をした静岡の掛川市は九十万円くらいで一〇〇万円を切っていた。藍住町は高くて内容も悪い。こんな予算の使い方では困ります。町民が得をするような予算執行をしていただきたい。

工事の精算については、まだ工事ができたばかりでいろいろ不都合な点もあるかと思うので、そういった点が全て解消するまで、支払いについては先送りをしていきたい。しかし、七月確信をしていたので、一月に入ることで、「答弁を申し上げたわ

く仕上げる」という気持ちは十分建築を行い、特別委員会なり、議会の皆様方とも十分ご相談をして、安くあがるよう仕上げてください。

○万円、総務委員会が視察をした静岡の掛川市は九十万円くらいで一〇〇万円を切っていた。藍住町は高くて内容も悪い。こんな予算の使い方では困ります。町民が得をするような予算執行をしていただきたい。

工事の精算については、まだ工事ができたばかりでいろいろ不都合な点もあるかと思うので、そういった点が全て解消するまで、支払いについては先送りをしていきたい。しかし、七月確信をしていたので、一月に入ることで、「答弁を申し上げたわ

く仕上げる」という気持ちは十分建築を行い、特別委員会なり、議会の皆様方とも十分ご相談をして、安くあがるよう仕上げてください。

ペナルティーの関係について、は、藍住町建設工事標準請負契約款等に関する規則の第三十四条の第一項、第二項、それに基づいて遅延金の計算をすると、金額総額で七七五万一、五三七円という額になる。

工事の精算については、まだ工事ができたばかりでいろいろ不都合な点もあるかと思うので、そういった点が全て解消するまで、支払いについては先送りをしていきたい。しかし、七月確信をしていたので、一月に入ることで、「答弁を申し上げたわ

(質問)

一 庁舎建設の遅延について

私がお尋ねしたいのは、町長の予算執行であります。また、誰のために町政をしているのか。

町長は町政を執行するに当たっては、地方自治法における最小の経費で最大の効果を上げると言う基本的な考え方をもつて町民の付託に答える義務があるが、義務を完遂したといえますか。

坪当たりの単価が一三〇万円

月まで、完成は今年三月末日だつたのが、今年の一月になぜ二ヶ月遅くなつたのか。毎日、助役と企画と業者で打合せをして指示を出したのか。工期延伸につけては、ペナルティーがあることを業者に話をしましたか。工期を確認の上で入札をし、落札期を確認の上で入札をし、落札した以上、業者は工期を守る義務があるわけです。これは全面的に業者の責任です。四月一日より五月末日までの工事に対す

る違約金の額を算式して答弁してください。また、工事の精算はしたのか。支払ったのであれば、精算をした日と金額を併せて答弁をいただきたい。

過日、視察を行つた建設委員会の和歌山県の岩出町は、一月の議会はすべきではない。三月の議会は、

は高いと思いますか、安く仕上がつたと思いますか。町の予算是、すべて町民の血税によって行っているのです。町民の代表として使う限り、安く良いものを買う姿勢が必要ではないか。絶対に業者の立場に立つた考えはすべきではない。三月の議会は、

(答弁)

（質問）

誰のための町政かという厳しい言葉であるが、町民の幸せのために一生懸命頑張つておるわけである。庁舎の建設費につき、高いか安いか私が評価をするわけにはいかない。その人それぞれの主觀によって変わってくると思うが、できるだけ安

く仕上げるという気持ちで十分建築を行い、特別委員会なり、議会の皆様方とも十分ご相談をして、安くあがるよう仕上げてください。

○万円、総務委員会が視察をした静岡の掛川市は九十万円くらいで一〇〇万円を切っていた。藍住町は高くて内容も悪い。こんな予算の使い方では困ります。町民が得をするような予算執行をしていただきたい。

工事の精算については、まだ工事ができたばかりでいろいろ不都合な点もあるかと思うので、そういった点が全て解消するまで、支払いについては先送りをしていきたい。しかし、七月確信をしていたので、一月に入ることで、「答弁を申し上げたわ

森たけし議員



森たけし議員

一 第十堰改築事業審議委員として反対意見も聞き慎重審議を可動堰がベストの知事発言・

可動堰賛成派の意見を水増しの発表等、審議委員会の進め方に疑問がある。現第十堰は、石組で水を透過させ、大きな洪水のとき流出する、土の構造物の堤防と、強度においてバランスの水道は現在地下水ですが、数年後は旧吉野川からの取水を県自然環境破壊が進み、高額な地元負担金で水道料金が二十五%も引き上げられている。藍住町とれた安全弁の役割をはたし、それらを守ってきた、すぐれた

堰である。建設省は、一五〇年に一度の洪水では第十堰地点で秒一万九、〇〇〇t流すと「せきあげ」が起こり、十六km地点で四十二cm計画水位を上回るとしているが、大学教授の指摘により論拠がくずれている。利水も県企業局の発表でも余っています。長良川可動堰は水質悪化、自然環境破壊が進み、高額な地元負担金で水道料金が二十五%も引き上げられている。藍住町の水道は現在地下水ですが、数年後は旧吉野川からの取水を県自然環境を守ってきた、すぐれた

奉仕の可動堰とすべきではない。



吉野川第十堰

(答弁)

第十堰問題については、審議委員として現在六回目の審議を行っている。また、公聴会も現まで二回開かれている。私も地域の首長としてぜひ水害等が起ころて人命に危険が起ころないようにという意見を、そうすることにより可動堰が良いのではないかという意見を出したら、反対住民の方々にご意見を言わされましたので、委員としては現在のところ賛否は出せないと思う。十分に勉強する中で、その対応をしていきたい。

(質問)

二 公共事業に建設業退職金共済制度の遵守を
建設省・労働省では、公共事

業の入札資格審査の条件として、共済組合が発行する「加入・履行証明書」の添付が義務付けられている。藍住町入札資格条件にいれるべきだ。この制度は、一日分から発行され十年で一、〇〇万六、二四四円・三十年で六、三五万九、六二〇円建設労働者が受け取れる制度です。

(答弁)

現在のところ、建設業退職金共済制度の加入を義務付け条件とはしていない。ただ、建設業退職金の強制制度の履行確保を図るために、入札の確定後契約時において、同制度の適用事業主であることの標識の掲示について、請負者に対して指示をしているが、今後なお一層当該制度の履行確保を図る方法について、さらに検討をしていくたい。

(質問)

藍住町の公共工事請負契約について談合・不正・腐敗の噂が絶えないと。正法寺川公園整備事業の談合、平成六年七月の請負契約、庁舎建設、備品購入等厳しく指摘をしてきたがいっこうに改善がない。今回の庁舎備品は一億三六六万円で購入しているにも

かかわらず、議決をのがれたための分割発注をし議員が監督したと言われている。その備品は三人掛けのソファーが九二万円、教育長室と応接室に置いてある貧弱な応接セットが当初四万円と答弁していたのが、実際は九四万円で購入している。町民の血税が業者と癒着した使われ方をしているのはなぜか。

(答弁)

入札執行に当たっては、透明性の明確化と言うことで、強く求められたわけであるが、前々からそう言つた点何度かご質問、ご指摘をいただき、疑惑の目でみられると言うことについては、私たちの努力不足と言うことで、深く反省している。備品の分割発注については、庁舎建設特別委員会において協議を行い、分割については二十数りになるという報告はしてきている。意図的な行為があると言うことであるが、全くそのようなことは思っていない。外国製品の選定については、建物あるいは部屋のイメージ、あるいは藍住町らしさを表現していく中で、設計者のほうから提案があり、備品検討委員会の中では国内製品と外国製品と併せて検討し、最終的に国製品二社の製品を入れるとい

うことで、検討委員会で決めて町長のほうに提案をしたものであります。

(質問)

四 開発指導要綱の見直しを

視察した岩出町は、都市計画を決定するまでは開発指導要綱を強力に進めている。公害等は付近住民の意見を尊重し、教育環境や生活環境に悪影響を及ぼす開発行為には厳しく対処をしている。開発区域内の道路は袋状を禁止し、道路占有物「電柱」等の設置は認めず、地下埋設は担当課と協議を義務付け、公園・広場等の設置の義務付けで、生活環境優先の開発指導をしている。藍住町としても、生活環境重視の開発指導要綱の見直しをすべきだ。

(答弁)

開発指導要綱については、岩出町の指導要綱をそのまま藍住町で適用を行っていくと言ふことは、なかなか難しい状況にあるのではないかと考えている。従いまして、現在適用している本町土地利用要綱により適正指導に努めて、開発指導を行っていきたいと考えている。

二十四時間要望があれば、いつも出張サービスができるとい

(質問)

五 ホームヘルプ事業

町長の公約は福祉に最大の力を注ぐことであったが、三月議会で臨時・登録ヘルパー首切りを行い、行政改革と称しホームヘルプ事業を全て民間委託とし切り捨ててしまった。社会保障・福祉は、當利を目的とする民活になじまないことはいうまでもありません。現に北島町では、社会福祉協議会と委託契約を行い立派にできている。なぜ藍住町でできないのか。ホームヘルパーの補助基準額が決まっているのに、藍住町が低いのはなぜか。町長の公約は福祉に最大の力を注ぐことであったが、三月議会で臨時・登録ヘルパー首切りを行い、行政改革と称しホームヘルプ事業を全て民間委託とし切り捨ててしまった。社会保障・福祉は、當利を目的とする民活になじまないことはいうまでもありません。現に北島町では、社会福祉協議会と委託契約を行い立派にできている。なぜ藍住町でできないのか。ホームヘルパーの補助基準額が決まっているのに、藍住町が低いのはなぜか。町長の公約は福祉に最大の力を注ぐことであったが、三月議会で臨時・登録ヘルパー首切りを行い、行政改革と称しホームヘルプ事業を全て民間委託とし切り捨ててしまった。社会保障・福祉は、當利を目的とする民活になじまないことはいうまでもありません。現に北島町では、社会福祉協議会と委託契約を行い立派にできている。なぜ藍住町でできないのか。ホームヘルパーの補助基準額が決まっているのに、藍住町が低いのはなぜか。

のボランティア、民間の活力を用いて、十分な対応ができるようやつておきたい。また、必要に応じてお世話をできるよう

体制を、医療機関と町で十分話をして、手抜かりの無いようになっていきたいと思っている。



喜田敏夫議員

(質問)

一 健康保険法及び介護保険について

私たち低給与所得者及び年金生活者などは、四月より実施された消費税五%への引き上げ、それに伴う諸物価の便乗値上げにより、極めて厳しい生活を余儀なくされている。国や地方公共団体では、「国民のゆとりと豊かさを実現するために」公平、公正なサービスをすると言つてゐるが、現実は社会的弱者の切り捨てになりかねないのが、今回の健康保険法の改正であり、介護保険の導入である。風邪をひいても医者に行けない。金がない。このような状況にならないために、行政の対応はいかが?

(答弁)

先の通常国会において、医療

月から実施される予定となる。現行制度に比べ、負担が増加する。町としては、各種検診、健康教育、機能訓練事業、訪問指導等保健事業を積極的に推進し、なお一層住民の方々の健康管理に努めていきたいと考えている。

次に、介護保険法案は、先の国会で衆議院を通過し、現在継続審議となつていて、その概要は、四十歳以上の方々が保険料を負担し、市町村が運営、県が財政負担と、財政支援等を行うという内容になつていて、年金生活者や低所得者の対応策は、高額医療費制度のような仕組みを創設し、負担が過剰にならないように配慮するとの内容になつていて。また、保険料については、六十五歳以上の一号被保険者の保険料の設定に当たっては、所得段階に応じた定額保険料にすることにより、低所得

者の方々の過剰な負担とならないようにするとの内容もある。いずれにしても、今後参議院での審議を見極めながら、町としてどういう対応ができるか、町と討していきたい。

(質問)

二 福祉について

町長は三月議会の冒頭、「高齢化・少子化対策は急がなければならない」と所信表明している。

今日の厳しい社会情勢の中で、若者たちが結婚をし子供を育てていくことは至難のことである。住民の最も切実な要望のひとつに、「ゼロ歳児保育の拡充と、家賃が安くて質の良い住宅の供給」があります。行政の基本は弱者救済である。具体的な答弁をお願いします。

(答弁)

本町は、最終処分場を持つてないので、焼却灰の処分は町内の民間業者の方に委託し、処分をお願いしている。この業者に確認したところ、管理型の最終処分場で処理をしているとのことであり、町としては信頼している業者なので、問題はないと考えている。

東保育所、中央保育所におけるゼロ歳児の入所について、中央保育所が今非常に老朽化しているので、中央保育所の改築に併せて、藍住町の保育所、幼稚園、児童館について今後見直しをする中で、再検討を考えている。特に全部の保育所をゼロ歳児というわけにもいかないので、中央保育所の改築に併せて、で

受け入れる体制を、考えていきたい。

(質問)

三 当面するごみ問題について

鳴門市内の残土処理場に不法投棄されていたことが発覚し、問題になっている。本町も、独自の処分場を持つていない関係で、業者委託と聞いていたが、心配はないのか?

(答弁)

藍住町の合同庁舎の基本理念として、藍住町のシンボルとして、行政の中心的な役割を果たすと共に、文化的な庁舎といふことで建設をし、また、町民が利用しやすく、親しみの持てる

行政事情の変化に的確に対応できる庁舎、高度情報化社会に対する整備し安全な庁舎、周辺地域の環境対策を考慮した庁舎、こうしたことを探して、設計及び施工に当たってきた。なお、合同庁舎の目玉として、四階にはコミニティセンターの合築を行っている。

ミーティングコーナー本来の姿は、窓口にお越しいただいたお客様がその場で話ができる場合、ミーティングコーナーで職員と対話をして、物事を進めていくことなどで作った

(質問)

四 庁舎建設について

いろいろな疑惑に包まれて新庁舎が完成しました。議会でも他の自治体へ視察を繰り返し勉強をしてきましたが、機能性、内装、美しさ、どれを取っても

もので、衝立状のもので前からだけでも見えないほうがいいだろうと考え作った。できれば七月の課長会議で、全員で協議をしたい。

(質問)

五 第十堰改築事業について

審議委員会が発足して約二年になる。堰が本当に必要かどうか、審議の内容によっては事業の見直しもありえるのが前提で設置されている。さらに、広く県民の意見を反映させる目的で公聴会も開かれているが、残念ながら私たち県民の不安や疑問には一切答えようとせず、聞き置くだけになっている。これで流域住民の生命と財産を本当に



佐野慶一議員

(質問)

一 新庁舎について

備品も含めると約三十億円という巨額の費用を投入して新庁舎が完成したが、素人目にも、手抜き工事や安っぽい仕上がり

守れるのか不安である。町長のご意見を再度、伺っておきます。第十堰の問題については、委員として町民の皆さん方の意見を披露する中、また、住民の皆さん方から、公聴会で聞いたことを参考にして、委員として十分な勉強をする中で、今後の対応をしていきたい。地域の長としては、住民が安全に暮らせる地域環境を作っていくのが一番大切である。私も、藍住町が今後なお一層安全で、環境の素晴らしい土地であるように、町民の皆さん方の今後の安全を考える中で意見を述べるなり、結論を出していきたい。

(答弁)

第十堰改築事業について、委員として町民の皆さん方の意見を披露する中、また、住民の皆さん方から、公聴会で聞いたことを参考にして、委員として十分な勉強をする中で、今後の対応をしていきたい。地域の長としては、住民が安全に暮らせる地域環境を作っていくのが一番大切である。私も、藍住町が今後なお一層安全で、環境の素晴らしい土地であるように、町民の皆さん方の今後の安全を考える中で意見を述べるなり、結論を出していきたい。

(答弁)

私は、新庁舎は立派に建設されていると思っている。また、町民の皆様にも十分ご理解のいただける、また、将来を見越して立派な庁舎ができたと思う。皆さんの中金を使わせていただけて、自信をもってこの庁舎をご披露できるというように思っている。

私は、新庁舎は立派に建設されていると思っている。また、立派な庁舎ができたと思う。皆さんの中金を使わせていただけて、自信をもってこの庁舎をご披露できるというように思っている。

(質問)

二 備品購入に関する事項について

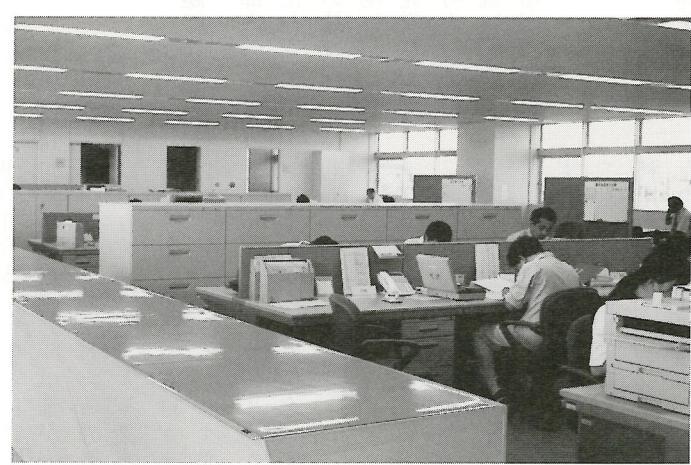
新庁舎内の備品については、一億三、一一〇万円という予算が計上されていたが、発注時にすべての備品（机・椅子・ロッカー・キャビネット等）を金額的に等分し、二十一にも区分して入札が行われている。地方自治法の規定によれば、「予定価格七〇〇万円以上の動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならぬ」となっているが、二十一に区分してすべて七〇〇万円未満に設定したことは、議

(答弁)

備品購入につきま

いが、理事会は、監査請求がなされたときに分割、二十八ですか、ありました分をもう少しおなくしたほうがいいのであります。また、一括発注したことについて、監査請求がなされたときには、監査委員から今回の発注の仕方は分割の趣旨に反すると指摘されていますが、理事者はどう説明するのか。また、理事者の説明では、落札業者はメーカーとの代理店契約を締結していることが条件であるとしながら、契約のない業者が落札しているのを指摘すると、その場のときの言い訳をしたり、備品内訳書等の資料請求をした際、私の調査した内容との相違を指摘すると、ウソやごまかしで対応する等、答弁に誠意が感じられない。議会は住民を代表して意見を述べる場である。常に誠意のある答弁をお願いしたい。

決のがれの為に作為的に行つたと思われる。そのうえ、落札したのは六業者であり、結果的にいたが、新庁舎はガラス張りの外観が目を引くだけで、金の使われ方が不透明である。町長は胸を張って自慢できるのか。



新庁舎の内部

しては、職員で作る備品検討委員会で十分検討をしていただき、その後、庁舎特別委員会、全員協議会でも十分なご審議をしていただき、その時に分割、二十八ですか、ありました分をもう少しおなくしたほうがいいのであります。また、一括発注したことについて、監査請求がなされたときには、監査委員から今回の発注の仕方は分割の趣旨に反すると指摘されていますが、理事者はどう説明するのか。また、理事者の説明では、落札業者はメーカーとの代理店契約を締結していることが条件であるとしながら、契約のない業者が落札しているのを指摘すると、その場のときの言い訳をしたり、備品内訳書等の資料請求をした際、私の調査した内容との相違を指摘すると、ウソやごまかしで対応する等、答弁に誠意が感じられない。議会は住民を代表して意見を述べる場である。常に誠意のある答弁をお願いしたい。



(質問)

一 土地利用指導要綱について

現在の土地利用指導要綱は平成四年七月に一部改正がされていましたが、現在もまだ宅地化の進んでいる中にも要綱に即しない個所が見受けられます。昨年の第三次総合計画での基本計画の中に、指導要綱の見直し及び適切な運用等により、土地利用指導要綱について質問をいたします。

(答弁)

この要綱が今藍住町において、本当に必要性のあるものかどうか。

また、町民の間でも、この妥当性と併せてその運用等についての批判もあるが、効果的な要綱に見直しをするのかどうなのか。

この要綱が現状のような不公平をもたらすものであるとすれば、むしろ廃止してはどうかと思うが、当局の見解をお聞きしたい。

土地利用指導要綱の本旨は、

土地開発指導要綱については、現在開発に関係する諸規定が無いので、現在適用している指導要綱により、開発協議等で開発者との協議を進めていくために、都市計画に基づく用途指定等を行う形でなければ、実質的な適用開発の指導はできないであろうと考えているが、現在の指導要綱により、できるだけ開発者の方に対し、事前協議の段

階で指導を行い、藍住町内の開発事項について努力をしていくたいと考えている。現在開発する事項については、藍住町民の安全と良好な地域の環境を確保し、均衡のある町の発展を図ることを目的とするものでなくてはならないと思いますが、また、効果的な要綱に見直すかどうかについては、現在の藍住町土地利用指導要綱が、要綱である。効果的な状況で規制等を十分行えるという格好については、都市計画に基づく用途指定等の確定をしなければ、指導要綱の段階では規制等、適切な状況ということには無理があると思う。一〇〇%の対応が取れていない状況であるが、現在の指導要綱で開発指導を行っていかないと考えている。その指導については、十分開発者と協議を行い、指導要綱の趣旨を尊守していただきよう、今後とも努力していきたい。廃止ではなく、存続した形で運用していきたい。

指導要綱の方で守られていない事項として、町道用地の町名義への移管という点がある。通常業者開発に伴う案件については、本指導要綱の要旨にしたがって、遵守をいただいているが、四条関係における自己所有地の一部転用等について、用地の提供等のいただけていないということがある。これについては、作業的に町サイドの方で分割処理を行っていただけます。

点検と審査の内容と結果、結果によってその処置と対応について、今後のレセプト開示を求める取り扱いについての受け入れや、手続き等についての取り組みとその対応について、考

三間敏男議員

その要綱が堅実に運用がされることであり、また、その内容と

しては、無秩序な開発の防止、町民の安全と良好な地域の環境を確保し、均衡のある町の発展を図ることを目的とするものでなくてはならないと思いますが、また、効果的な要綱に見直すかどうかについては、現在の藍住町土地利用指導要綱が、要綱である。効果的な状況で規制等を十分行えるという格好については、都市計画に基づく用途指定等の確定をしなければ、指導要綱の段階では規制等、適切な状況ということには無理があると思う。一〇〇%の対応が取れていない状況であるが、現在の指導要綱で開発指導を行っていかないと考えている。その指導については、十分開発者と協議を行い、指導要綱の趣旨を尊守していただきよう、今後とも努力していきたい。廃止ではなく、存続した形で運用していきたい。

指導要綱の方で守られていない事項として、町道用地の町名義への移管という点がある。通常業者開発に伴う案件については、本指導要綱の要旨にしたがって、遵守をいただいているが、四条関係における自己所有地の一部転用等について、用地の提供等のいただけていないということがある。これについては、作業的に町サイドの方で分割処理を行っていただけます。

点検と審査の内容と結果、結果によってその処置と対応について、今後のレセプト開示を求める取り扱いについての受け入れや、手続き等についての取り組みとその対応について、考

(答弁)

二 医療費について

最近、レセプト開示を求める患者が多くなっているようですが、患者にとっては自分がどの病名や治療についての説明がほしい。また、治療等にかかる医療費等

医療費の減額ができることがあります。今後ともなお一層、レセプト開示については、積極的に努力していきたい。

点検と審査は、国保事業等を行なう上で重要なものと考えておる。これをすることにより、医療費の減額ができることがあります。今後ともなお一層、レセプト開示については、積極的に努力していきたい。

点検と審査の内容と結果、結果によってその処置と対応について、今後のレセプト開示を求める取り扱いについての受け入れや、手続き等についての取り組みとその対応について、考

はどうなのか。



乾光義議員

(質問)

一 合同庁舎建設事業

合同庁舎の移動式書架の工事請負契約については、当初備品購入費として予算計上されたが、建設事業費に予算組替えられたが、当該工事はレール工事は本体工事に含め、移動式書架は備品購入で行うとの説明であった。備品購入にすれば議会の議決案件となるため、これを免れるために作為的に建設工事費に組替え入札を執行したもので、違法である。住民監査請求の監査結果からも、備品購入契約ではなく工事請負契約という契約方式は、妥当でないとの結論が出ているし、また、備品購入契約については、二十一に区分し、機、椅子、ロッカー、キャビネット、パーティション等の種類別でなく、形状等によりさらにこれを細分化し、やや金額的に等分化した区分がされている。見積入札は、三十八業者の中十六業者を選定、それぞれ二十一区分ごとに十六業者中四〇六業者を区分ごとに指名し、入札を執り、あるが、町長はどう対処するのか。

行し、八業者が一〇四区分の落札をし、備品という同一品種の同一時期に同一人の契約をした最高金額が、一二一、四一万三、九三三円となっている。一般工事等においては、三分割された工事を一業者が落札のうえ、工事を施工するということは分割の趣旨に反するものであり、指名入札の段階ではありえないことを施工するということは分割された。以上、監査委員の示した住民監査請求の監査結果の公表内容と、各議員の質問に対する答弁とに食い違いがあるが、町長はどう対処するのか。合同庁舎建設事業の外構工事の発注にも疑問が生じていて、外構工事は、数工事種別に分割発注しようとしている。この工事も、議会の議決を免れるための分割発注の意図がありありと見える。情報では、入札執行段階前には、工事請負業者が決まっていくとのことである。

(答弁)

福祉センターの管理について

住民監査請求が集密書架の関係、備品の関係二件提出されまして、先月の十日付けで監査委員さんから通知をいただいた。不適切な事務処理であったということについては深く反省している。今後の事務処理に当たり、監査結果を踏まえてこういった指摘をされることがないよう、適正な運営を図っていただきたい。

監査結果を踏まえてこういったことについては十分反省しておる。五分割でお願いしたい。

(質問)

二 福祉センター改造計画

合同庁舎竣工により、教育委員会が移転したが、私が平成二年三月議会で、福祉の拠点づくりについて質問したが、その答弁として堀江町長は、合同庁舎竣工に伴う教育委員会の移転によって、福祉センターを改造し

は、従来教育委員会が行ってきたが、合同庁舎の竣工に伴い、教育委員会が移転をしたため、今後の管理を社会福祉協議会に



福祉センター

(質問)

一 これから農業政策について

近年、宅地開発や都市化の進展に伴い、樹木の減少や河川の水質の悪化が見られる一方、環境改善や、親水、緑地を求める町民の声が、急速に高まっています。これらを守るために、農業改良普及所・県等と連携して、第二の人参と言える特産物の開発に力を入れるべきであるが、約束を全うしてもらいたい。堀江町長の答弁を求める。

D建設から指名各社に談合に協力するよう連絡されたとの情報があるが、町長はどう対処するのか。

委託をお願いする予定になつては、間違いない。現在福祉センターには、知的障害者通所作業所「ひだまり」、本日から精神障害者の日常生活支援、目的とした、精神障害者の地域生活支援センターが開設される。日常的な相談、地域交流活動を利用者は登録していただき、本年度見込み数については二十名程度、年間延べ利用者が三〇〇名を見込んでいる。また、ボランティア団体の方々も積極的に利用されており、今後社会福祉協議会における福祉センター管

理運営委員会の中での協議していきたいと考えている。

江西新策議員



あるのではないか。本町の洋人参は、全国的に、生産高・所得高とも群を抜いているが、いつも市場を独占できる保障は

なく、農業改良普及所・県等と連携して、第二の人参と言える特産物の開発に力を入れるべきではないか。肥沃な農地を守り、都市と自然の調和のとれた町づくりは、都市計画の線引き以外にないと思われます。本町の二十一世紀の農政はどうあるべきか。

(答弁)

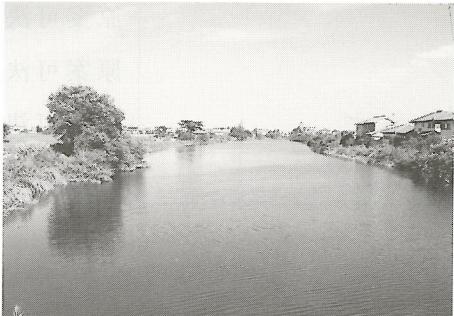
本町の今後の農業政策について、農業を食糧の供給の観点からとらえがちになるが、現在は経済文化などの分野においても、環境問題を抜きには語れないところである。特に、水田は洪水の防止、水質の浄化など国土保全の面からも、優れた機能を備えている。こうした点からも、農業を今後も継続させる必要があると考える。また、継続的に維持、進行させるためには、農地の集約を進め、経営規模の拡大により、生産の向上を図り、後継者が就農しやすい体制作りが必要でないかと考える。そのための条件整備について支援する必要があると思っている。

早い時期からJA、また、普及センターを通じて代わりの新しい作物の模索をしているが、本年のように暴落になると、新しい野菜の開発が急がれてならないが、いろいろとJA等が研究をしているが、まだ人参までにはいたらないということである。できるだけ町としても、農業者の支援、新しい作物の開発について支援をしていきたいと思う。

(質問)

二 正法寺川の浄化について

旧吉野川親水公園による、正法寺川への引水により、正法寺



正法寺川上流

川の浄化が図られておりますが、遅々として浄化が進んでいない。なぜ効果が上がらないのか原因を究明のうえ、抜本的な浄化対策が必要ではないか。また、現在に下流の市・町の了解を得て水をいただいているので、追加についてはなかなか難しい問題でないかと思う。

川の浄化が図られておりますが、遅々として浄化が進んでいない。いうことであるので、毎日取れることではない。水が余ったときに下流の市・町の了解を得て水をいただいているので、追加についてはなかなか難しい程度に増量できないか。

(答弁)

現在のところ、下水道施設ができるいない状況の中では、非常に厳しい状態の正法寺川の環境になるわけで、今後住民参加による「正法寺川を考える会」の活動を通じて、十分な浄化に向けての地域住民の意識改革をしていきたい。また、町においても、いろいろ指導をし、水質が悪くならないよう考えていく。

旧吉野川よりの取り水については、渴水期以外の時期で、吉野川高瀬橋地点、水位が○・七

三m以上の時に毎秒○・二tとできていないことではあるが、毎日取れるということではない。水が余ったときに下流の市・町の了解を得て水をいただいているので、追加についてはなかなか難しい問題でないかと思う。

(質問)

三 障害者福祉について

新庁舎六階展望室に、役場業務開始に併せて、障害の方等が働く喫茶「ステップ」が、「藍住町手をつなぐ育成会」の手で運営されています。大変喜ばしいことであり、その運営が成功されますよう祈るものでございます。堀江町長は、福祉の充実に特に力を入れて参りましたが、「近年、障害者福祉計画を作成し、事業を実施する」と聞いておりますが、障害者対策に当たってどのような面に重点を置くのか、また、その組織等方針及び事業実施年度はいつか。

三m以上の時に毎秒○・二tとできていないことではあるが、毎日取れるということではない。水が余ったときに下流の市・町の了解を得て水をいただいているので、追加についてはなかなか難しい問題でないかと思う。

三m以上の時に毎秒○・二tとできていないことではあるが、毎日取れる。検討すべき主な施策について、一、スマイル、働く場、活動の確保、グループホーム、福祉ホーム、授産施設、通所入所における自立の支援、障害者生

活支援事業、障害児地域療養等支援センター事業、精神障害者デイ・ケア施設、精神障害者社会訓練事業、市町村障害者社会参加促進事業、三、介護サービスの充実、ホームヘルパー、ショートステイ、デイ・サービス、施設サービス、身体障害者の療養施設、知的障害者更生施設等の事業が考えられる。

五 二十一世紀にかける町長の決意について

堀江町長は、冒頭の質問の中で三選出馬を表明されたが、国・県・地方の財政赤字が四〇〇兆ともいわれ、二十一世紀には、超高齢化社会が来る予想されている。全てに厳しい折、国の行政改革の推進の中で、地方分権が進んでいこうとしている。いつまでも補助金等を当てにできない時代がやってきます。そこでこれからは、藍住町の特徴を、強いリーダーシップの基に、町民の付託に答えていかなければならぬと思います。町長の二十一世紀にかける決意は。

(質問)

五 決意について

(答弁)

昭和五十四年、二市四町によると、旧吉野川流域下水道推進協議会が設立され、事業の促進が図られているが、現在の状況、今後の方針、特に終末処理場について協議はされているのか。ま

た、多額の費用と長い工期が必要である、本町独自で進めなければならない面整備を先行すべきではないのか。

(答弁)

町政をお預かりする者にとって、何が一番大切か、福祉の充実、道路整備、教育の振興等あるが、全ての町民が安全で幸せな生活が送れることだと思ってい

本町においても、藍住町障害者福祉計画策定委員会設置要綱を定め、五月七日第一回策定委員会を開催した。さらに五月二十三日には、障害者の方々や住民のニーズ把握のため、アンケート調査を実施するに当たり、インタビューアー調査を行った。なお、この計画は、本年度中に策定し、来年度から計画に基づいて施策

現在計画されているのは、松茂空港横で下水道については約十五haが予定されている。予定では、二〇〇一年に埋め立てが

終わり、それから工事開始となるので、かなりの年月がかかる。終末処理場が完成するまでに、下水道が開設できるよう、十分検討、対応していきたい。

(質問)

四 下水道の整備について

昭和五十四年、二市四町によると、旧吉野川流域下水道推進協議会が設立され、事業の促進が図られているが、現在の状況、今

後の方針、特に終末処理場について協議はされているのか。また、多額の費用と長い工期が必要である、本町独自で進めなければならない面整備を先行すべきではないのか。

(答弁)

町政をお預かりする者にとって、何が一番大切か、福祉の充実、道路整備、教育の振興等あるが、全ての町民が安全で幸せな生活が送れることだと思ってい

切であろう。いずれにしても、時代の流れを的確に判断し、多様化する住民ニーズに答えていかなければならぬ。

6月定例会ではこのような議案を審議しました

■町長提出

	議案番号	付 議 事 件	審議結果
議 案	第 28 号	平成 8 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めるについて	原案可決
	第 29 号	平成 8 年度藍住町特別会計(老人保健事業)補正予算の専決処分を報告し、承認を求めるについて	原案可決
	第 30 号	藍住町税条例の一部改正について	原案可決
	第 31 号	藍住町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
	第 32 号	藍住町乳児医療扶助に関する条例の一部改正について	原案可決
	第 33 号	藍住町乳児医療費助成条例の一部改正について	原案可決
	第 34 号	藍住町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
	第 35 号	藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決

■議員提出

	議案番号	付 議 事 件	審議結果
議 案	第 36 号	藍住町自転車等駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関する条例の制定について	原案可決したが、再議に付され廃案
	第 37 号	町道の廃止決議について	原案可決
	第 38 号	藍住町「第十堰改築事業」調査特別委員会の設置について	原案可決
	第 39 号	藍住町役場庁舎建設特別委員会の廃止について	原案可決
	第 40 号	事務調査に関する決議について	原案可決
請 願	請願第 4 号	郵政事業を現行経営形態として堅持する国への意見書の採択を求める請願書	採 択
	請願第 5 号	遺伝子組み換え食品の表示と輸入禁止を求める請願書	採 択
	願請願第 6 号	外米を輸入しながらの「押しつけ減反」をやめ、地域農業の再生・発展を求める請願書	採 択

質疑から 本会議の

特別委員会 設置される

定例会最終日に、開会日に上程された全議案に対する総体質問が行われました。主なものとしては、次のとおりです。

※藍住町国民健康保険税条例の一部改正について

Q 国保税条例の改訂案が出ているが、今回の国保税の引き上げについては、一般会計から値上げ分の半額を繰り入れるべきでは。

A 原則的に国保税、これがご承知のとおり目的税、つまり加入されている方だけに税分のご負担をいただくという形になるので、一般町税として集めた分を国保税に投入といふのは、問題があると考える。



委 員 長	副 委 員 長	委 員
浜 宏	後 藤 敬 夫	乾 光 義
		森 たけし

三、平成五年十一月十四日執行の藍住町長一般選挙における暴力団幹部に無投票工作を依頼した事件解明に関する事項について調査することになり、次の議員が委員に指名されました。

委 員 長	三間 敏男
副 委 員 長	喜田 敏夫
委 員	奥村 晴明
委 員	後藤 敬夫
委 員	藤川 安夫
委 員	佐野 健二
委 員	日高 一
委 員	森 たけし
委 員	佐野 康一

さる七月四日の六月定例会終日に、藍住町「第十堰改築事業」調査特別委員会が設置され、次の議員が委員に指名されました。

委員	喜田
委員	藤川
委員	三間
委員	日高
委員	佐野
委員	安夫
委員	敏男
委員	健二
委員	慶一

平成9年第1回 臨時議会

常任委員会の審議結果から

建設常任委員会

五月十四日、町道前川前須東二号線に関する審議のため、委員会を開いた。

まず、建設課長より町道前川前須東二号線は、起点を旧県道奥野前川一二一番地の二から南下して、新の徳島引田線、徳命字前須東四十六番地の五に至る

前須東二号線は、起点を旧県道

において、町道として認定を受け現在に至っているが、今回環状線事業施工に伴い、町道の一部の所有権の変更等が登記簿上できていなことが発見され、所有権の取得について話し合いを続けてきたが、現在まだ所有権の取得ができていない状況であるとの説明を受けた。

町道として役をしていないのであれば、路線変更もしくは廃止等をしてはどうかという質問に

対し、町道廢止・変更をする予定はなく、今後も所有者との話し合いをしていきたいとのことであった。

今回の委員会の中では、結論が出ないままではあるが、円満

解決の方向でこれから推移を見守りながら、委員会も対処していくこととし、閉会した。

また、備品購入の契約について、議会の議決が必要な金額は七〇〇万円であるが、この備品契約は作為的に分割し、議会の議決が要らないようにしているのではないかとの質問に対し、過去の委員会でも分類ごとに分割して発注したいとの説明をしているとのことであった。

備品予算を明許縛越しているが、契約の変更契約は行っているのかとの質問に対し、事務的な処理の関係で、まだ町長の決

六月定例会最終日に議決された第三十六号議案「藍住町自転車等駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関する条例」と、第四十号議案「事務調査に関する決議」が再議に付され、臨時議会が開かれました。

再議の結果、第三十六号議案

については廃案となり、第四十号議案については先の議決のとおり議決されました。

再議とは

議会で行った議決に対し、異

議があるとして、または議会で行つた議決もしくは選挙に関し、議会にその権限がない、あるいは法令違反等があるとし、もし

くは議決が收支執行不能である等として、長が議会に審議を求めている。選挙のやり直しを求めることが選挙のやり直しを求めるところをいう。

特別委員会の審議結果から

役場庁舎建設特別委員会

あるが、検査等の日程も必要なため、予定としては工事は五月中頃までに終わらせたい。事務については三階の電算室の工事を進めており、機械の搬入を終

事日程について委員会を開催した。

理事者より、工期は月末で

わればソフト的なものも進めていく予定である。現在の予定では、六月二十三日が大安であるので、この日から業務を開始したいと考えているとの説明であった。

主な質疑は、次のとおりである。

工事請負契約で、合同庁舎集

密書架設置工事を文房具店に発注していることについての質問

に、作業は庁舎内に資材等を搬入し、それを組み立てて設置の工事をしていくという内容になっ

ており、請負工事としている。

業者については過去にも施工し

た経験があるということで指名しているとの説明があった。

また、備品購入の契約について、議会の議決が必要な金額は

七〇〇万円であるが、この備品契約は作為的に分割し、議会の議決が要らないようにしている

のではないかとの質問に対し、過去の委員会でも分類ごとに分割して発注したいとの説明をし

ているとのことであった。

備品予算を明許縛越しているが、契約の変更契約は行っているのかとの質問に対し、事務的

な処理の関係で、まだ町長の決

済まで回っていないが、契約関

係の書類は全て整っているとの話であった。

続いて、外構工事の概要について説明を求め、企画調整課長

より説明があった。

この後質疑が行われ、主なも

まず、理事者から六月十一日に全議員に庁舎を見ていた。予定であり、六月十四、十五日には町民の方に全フロアーを一般公開する予定であるとの話があつた。

工事の方法についての質問があり、できるだけ早い時期に発注をし、外構工事は住民の利用を考慮し、まず南側で駐車場を確保し、順次工事を進めていく予定であるとの説明があり、閉会した。

工事の発注及び発注の方法についての質問があり、できるだけ早い時期に発注をし、外構工事は住民の利用を考慮し、まず南側で駐車場を確

保し、順次工事を進めていく予定であるとの説明があり、閉会した。

委員からは、外構工事も残つており落成式が終了するまで存続すべきであるとの意見や、開催した。

委員からは、外構工事も残つており落成式が終了するまで存続すべきであるとの意見や、開催した。

協議会で協議した。では、という意見に分かれた。最後に表決をとった結果、存続す

ることで議長に報告することに

した。

建設当時の意見として、県道と庁舎の敷地の間の舗装の上の電話線等の地下埋設について、その後どうなっているのかとの質問に対し、関係機関に協議したが、その部分のみ地下に埋設するのは難しいとのことであった。

また、最初の計画では障害者

と府舎の敷地の間の舗装の上の電話線等の地下埋設について、その後どうなっているのかとの質問に対し、関係機関に協議したが、その部分のみ地下に埋設するのは難しいとのことであった。また、最初の計画では障害者

の駐車場で雨が降っても通れる屋根があつたが、それがないのはどうしてかとの質問があり、予算額に合わせて計画したので、委員からは早急に改善をするよう要望が出され、閉会した。

常任委員会視察研修報告

さる六月に、総務、建設、文教民生常任委員会の視察研修が実施され、六月議会定例会の最終日に、委員長より研修結果の報告がされました。報告の概要是次のとおりです。

総務常任委員会

さる六月に、最近の世論、社会情勢を考慮して、「地方分権」と「新庁舎の効率的な運営」について研修するため、神奈川県真鶴町と静岡県掛川市を視察しました。



期半ばで退任するという大きな事件となつた。この結果、それまでの「真鶴町宅地開発等指導要綱」をさらに厳しく見直し、全国に先駆けて「真鶴町まちづくり条例」をスタートさせた。町民本位の「まちづくり条例」が注目されて、地方分権の先進地としての評価を受けている。

掛川市の庁舎は、昨年五月二十七日に移転をしたばかりで、その維持管理についても研修をした。まず、空調制限は、冷房は六月一日から九月三〇日まで、暖房は十二月一日から三月三十一日まで、時間外はゾーン別に延長している。

また、各階のロビーを広く確保してあり、市民と市の職員がテープルを挟んで、打合せをしている光景が何箇所も見られた。

まず、真鶴町は、神奈川県の西南部に位置し、面積約七㎢、人口約一万人の小さな町であるが、あるマンション建設にあつて、付近住民の猛烈な反対があつたため、町も建築確認に同意しなかつたことから、裁判にまで発展し、当時の町長、助役が任

次に、掛川市は、面積約一八六㎢、人口約七万八、〇〇〇人で、公債費比率が一六・七%と高くなっている。こうした財政的な事情もあり「地方分権」への取り組みには、極めて積極的であり、地方分権のモデルといわれるパイロット自治体に採用され、すでに国や県に対する分権への動きをし、成果も表れている。国や県に対する事務合理化の要望は、行政事務の合理化や市民サービスの向上ばかりではなく、職員が法令の研究をするようになり、意識改革にもつながり、資質も向上したことであった。

掛川市の庁舎は、昨年五月二十七日に移転をしたばかりで、その維持管理についても研修をした。まず、空調制限は、冷房は六月一日から九月三〇日まで、暖房は十二月一日から三月三十一日まで、時間外はゾーン別に延長している。

文教民生常任委員会

六月十二、十三日にごみ固形燃料化処理システム（RDF）について研修するため、群馬県板倉町を視察した。

板倉町は、近年は東洋大学の誘致、ニュータウンの建設、東武日光新駅の設置等、この三本柱で二一八haのニュータウン事業が進められ、都市的生活基盤の整備と文化の香り高いまちづくりを目指している。総面積は四一・八四㎢、世帯数三、九二

次に、掛川市は、面積約一八六㎢、人口約七万八、〇〇〇人で、公債費比率が一六・七%と高くなっている。こうした財政的な事情もあり「地方分権」への取り組みには、極めて積極的であり、地方分権のモデルといわれるパイロット自治体に採用され、すでに国や県に対する分権への動きをし、成果も表れている。国や県に対する事務合理化の要望は、行政事務の合理化や市民サービスの向上ばかりではなく、職員が法令の研究をするようになり、意識改革にもつながり、資質も向上したことであった。

今回、視察を通じ感じたことは、両市町とも「地方分権」に対するは、町長あるいは市長自らが積極的で、斬新な考え方を持っているということ、職員や議員も意識改革を図り、町や市をあげて取り組んでいるということであった。

今回の視察の成果を今後の議会活動に活かし、議会と町政の活性化に努めることを申し合わせ、視察を終了した。

この施設の概要是、RDF工場棟、高速堆肥化棟、ボイラーダム・保管庫棟、ストックヤード棟、管理棟であり、総事業費二四憶八、七八七万円であり、平成七年七月に着工し、平成九年三月に完成した。

この施設の概要是、RDF工場棟、高速堆肥化棟、ボイラーダム・保管庫棟、ストックヤード棟、管理棟であり、総事業費二四憶八、七八七万円であり、平成七年七月に着工し、平成九年三月に完成した。

この施設は、一日二〇tの固体燃料化施設と一日三tの高速堆肥化施設（前処理）とからなり、家庭から排出される可燃ごみを一日二三t処理する能力を有し、七・七tの固体燃料と○。



九tの堆肥が製造されるとのことであった。

製造された固形燃料は、町内の各公共施設や福祉施設で利用し、独自に需要を確保する計画である。

高速堆肥化については、生ごみを燃料不適物の選別工程に送り、発酵菌を添加し攪拌加熱により水分調整を行い、三ヶ月間発酵熟成を行い堆肥とし、製品化することであった。

以上が視察結果の概要であるが、このシステムの導入にあたり、固形燃料・堆肥の受け入れ先の確保が大きな課題であり、これが確保されれば、建設費や維持管理面また、環境面においても効果的なごみ処理方式であると思われる。

建設常任委員会

六月九～十日に都市基盤施設の整備、宅地開発に関する指導要綱、公園整備について研修するため、和歌山県岩出町を視察した。

岩出町は、昭和三十三年に都市計画区域の決定を受け、昭和四十四年に線引きすべき市町村として指定されたが、未線引きのまま現在に至っている。

平成九年度より、町議会、町内会、農業関係者、商工業関係者等代表者二十人による、岩出



まちづくり協議会を設置し、岩出町の現況とまちづくり上の問題点・課題の整理を行い、都市マスタープランに関する事項及び線引きに関する事項についての提言を求める計画を進めている。まちづくり協議会の提言を受け、地区別町政懇談会を開催し、住民参加・住民の意志を尊重した都市整備及び線引きを検討していくことであった。

都市基盤施設である下水道整備については、現在未着手の状況であり、平成二十五年を目標とした、那賀郡六町による広域の紀ノ川流域下水道総合整備計画が計画されているが、現在のところ推進協議会を設立し、推進運動を展開しているが、事業の見通しは明らかになっていない状況である。

道路整備事業における用地買えることにしたのである。

十日、現地視察した和歌山市の四季の郷公園は、「花と緑と果実にふれあう交流の広場」をテーマに、四季を通じて花が楽しめ、地域農業の振興を図る中核施設となる「緑化果実園エリア」と、身近な自然とふれ合える自然保護の精神を育成する自ら保護の精神を育成する

「和歌山自然観察の森エリア」をあわせた公園であった。

山の斜面を利用して、芝生広場や植栽により自然公園として整

収方針については、主要町道の整備については本町と同様に鑑定評価により用地単価の決定を行っているが、地元要望の道路は、一万三、〇〇〇円の価格設定で、用地関係者の印鑑証明書付き同意書添付の要望書の提出により事業採択を行っていることであった。

岩出町における開発行為の指導については、岩出町開発指導要綱に基づき実施しており、平成九年十月一日より指導要綱の一部改正予定とのことであった。

開発指導要綱の改正の主な内容は、従来開発協力金については分譲住宅及び大型店舗を対象としていたが、これに賃貸住宅、事務所、倉庫、ゴルフ場等を加えることとしたものである。

14日 建設常任委員会
議会だより編集委員会
19日 板野郡議長会定例会
24日 役場庁舎建設特別委員会
29日 徳島県植樹祭

5月
1日 教職員着任式
6日 新任町村議会入学式
11日 小・中学校入学式
16日 職員事務説明会
21日 役場庁舎建設特別委員会
議会全員協議会
26日 德島県植樹祭

6月
1日 秋田県平鹿町議会議員視察
6日 審査会
11日 議会運営委員会
16日 第22回全国町村議会
議長研修会
21日 文教民生常任委員会視察
研修
26日 役場庁舎建設特別委員会
議会全員協議会
31日 6月議会一般質問
議会運営委員会
6月議会本会議
議會懲罰特別委員会
議会運営委員会

議会のうごき

9～10日 研修
11日 総務常任委員会視察

備されているが、公園広場の管理については人的配置や継続的維持管理が必要である。
今回の視察を通じて、未線引きでの開発指導については、開発指導要綱での指導には限界があり、秩序ある地域開発、都市施設整備のためには、今後何らかの方針を検討していかなければならない。また、公園整備については、整備計画も重要であります。完成後の施設の維持管理が重要であると感じた。この研修で得た知識を今後の町政に反映していきたいと思う。



「ふるさと藍住」が 自慢できるような政治を



新庁舎町民ホール

勝瑞 岡 部 早 苗

難しいことは苦手で、つい毎日の忙しさにからまけてあまり町政に関心を持っていなかった主婦の一人です。

しかし、先日の新聞に「政争の町」として藍住町のことが載っていました。また、「一日も違うか。

く正常な議会運営を望む」とも書いてありました。全くそのおりだと思うのは私一人でしょうか。

二十年前、私達一家は藍住町へ引っ越してきました。その当時からでも人口は倍以上になつたと思います。当然、町の様子も随分変わり、発展してきました。その間、選挙のたびにキナ臭い話がつきまとひ、町民の一人として情けなく感じたこともあります。

しかし、今の町長が就任してからそんな話を聞かなくなり安心していました。

新聞記事です。いくら「平和な町」がよいと言つても、議会が全員与党となるのは問題があると思いますが、自分たちのエゴで町民をめでほしいと思います。

教育や福祉の素晴らしい町として藍住町は、私達町民の誇りです。議員の方々も町民の代表として議論をするのは当然ですが、いまの子供や孫の時代になっても「ふるさと藍住」が自慢できるような政治をお願いします。

百条委の公正な調査を望む

乙瀬 井 上 常 男

かの石川五衛門なら、「浜の真砂は、尽きると世に談合のねは尽くまじ」とあきれるに違いない。

全国各地で、無数に行われている公共事業のほとんどが、談合など不正入札によって落札されている。しかも、国・自治体など発注側は、その事実を知りながら、黙認しているのではないか。（朝日新聞社説）

談合というのは、発注側が上限を定めた価格すれすれで落札するよう、建設業者間で、事前に話し合い不法にもうけようとするもので、業者にとって、これほど甘い汁はない。

これは、納税者からの窃盗行為とさえいえる。血税の無駄使はかる町でも、町発注工事の入札で、予定価格に一〇〇%近い額で落札されているものがあり、内部情報漏れや談合などの疑惑があるとしてたびたび町議会でM議員から追及されているが、町側からは納得のいく答弁がなされていない。

として議論をするのは当然ですが、いまの子供や孫の時代にあっても「ふるさと藍住」が自慢できるような政治をお願いします。

日本人は（納税者）としても「ふるさと藍住」が自慢できるような政治をお願いします。

在財構造改革が大きな問題となっているが、これを実際に実現しようとすれば、多くの国民が税金の使われ方に関心を持つことが必要である。言い換えれば、国民が政治家や為政者を監視し、納税者として政治家や為政者の行動に縛りをかけていかなければならぬ。「國民主権」を実際に暴力団を介入させた無投票工作等の疑惑が浮上したことから、これらは、町政の民主化・透明化を図るために重要な問題である。

私達町民の納得できる公正な調査を期待し、見守っていきたいたい。

編集委員会では、町民の声の投稿を募集しています。
議会や町政に関するご意見をお寄せ下さい。

投稿規定

- 一、住所・氏名・電話番号を明記
- 二、掲載時に匿名を希望する方は申し出てください。
- 三、字数は五百字以内

議会だより編集委員会

委員長	夫 恵	夫 し 義
副委員長	敬 民	敏 た 光
委員	藤 田	後 山 喜 森 乾
委員	田	
委員		
委員		

編集後記